## 第12回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

- 1 日 時 平成20年10月7日(火)午後2時~午後3時58分
- 2 場 所 市役所 P 1 会議室
- 3 出席者

委 員 等(敬称略)

委員長 鬼追 明夫 (弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦(大阪大学大学院高等司法研究科 教授(憲法・環境法))

委員 久米井孝夫(大阪市PTA協議会 会長)

"
坂口 勝治(大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)

" 西田 賢治(大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

" 花嶋 温子 (大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師)

## 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長

## 4 会議録

(事務局:環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

ただいまから第12回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理の秋元でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところ、ご欠席の連絡をいただいておりますのは、森田委員でございます。西田委員は来られる予定でございますけれども、遅れておられると思いますので、先に進めさせていただきます。

本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は委員7名のうち5名がご出席いただいており

ますので、本委員会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

本日の傍聴者は2名でございます。また、報道関係者も取材に入っておりますことを、あわせて ご報告申し上げます。

お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

## (配付資料確認)

(事務局:環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

続きまして、このたび委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

平成19年4月の本委員会の発足時から委員をお願いしておりました西岡委員におかれましては、このたびご都合によりご退任されることとなりました。また、西岡委員のご退任に伴いまして、平成20年9月29日付で新しく本委員会委員にご就任をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

大阪市PTA協議会会長の久米井委員でございます。

## (久米井委員)

久米井です。20年6月、PTAの会長に承認されました。初めてなので、よろしくお願いします。

(事務局:環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

それでは、議題に入らせていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

### (鬼追委員長)

ただいまから委員会を進行させていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、世界日報社さんがこの会議に出ておられます。ご紹介しておきます。

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題でありますが、後の議事との関係上、報告 事項から進めさせていただきたいと思っております。「三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)」について、事務局からご説明をお願いいたします。

## (事業部業務企画担当課長)

青い表紙の資料 7 ページ、「三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)について」からご 説明申し上げます。

私どもが呼びかけをいたしまして、9月2日に大阪市に集まっていただきまして、名称はまだはっきり決めていないですけれども、三都市の協議会、連絡会議みたいなものを立ち上げました。関西の政令市の中では、この三都市が大阪、京都、神戸の順番で路上喫煙を規制する条例を相次いでつくりまして、公共の場所における他人の迷惑や危険を及ぼすおそれがある路上喫煙を防止し、安心・安全で快適なまちづくりを推進しております。

しかし、三都市とも取り組みを始めてまだ日が浅く、日々新たな課題が生じている状況でございます。その施策の運用に関する共通課題につきまして、三都市とも過料を徴収しておりますので、似たようなスタイルでやっておりまして、それぞれの都市の事情や考え方などを意見交換するとともに、市の外から来られた方が違反される等、普及啓発や周知に関して協働した取り組みが効果的ではないかということで、この協議会を立ち上げることにしたわけでございます。協議会の事務局は、三都市輪番ということで、まずは大阪市がやるということで進めております。

どのように進めようかと、9月2日に議論いたしましたが、まずは毎年の事業内容の情報提供をするので年1回は最低集まるほか、随時課題があるつど集まりましょうということになりました。あわせて、普及啓発事業を実施しましょう。例えば共同でポスターをつくって、三都市で一斉に啓発ポスターを貼り出して広く知ってもらうとかいうことを議論しつつあります。

三都市で過料、罰則を含む規制を実施しておりまして、普及啓発が非常に重要だと。罰則を適用する現場においては、違反者との間でさまざまなトラブルが生じているし、規制の内容を知らなかった、そんな条例があることを知らなかったという申出をされる違反者も多い。近隣の市民への周知と同様に、国内外からの旅行者への普及啓発、周知方法の充実も重要。三都市の市民が行き来することが非常にありますし、国内、海外から来られる方も三都市を経由することが多いですから、例えば京都に観光に来られた方がポスターをご覧になって、大阪や神戸でもこういう条例があって規制しているということになれば、そういう情報がすでに入っているわけですから、そういう意味でも非常に効果的ではないかと考えております。

1回目でそういう方向性を出したところですので、これからまた打ち合わせをして、具体的な取り組みを今後進めていきたいということで、今日のところはそういうものが立ち上がったというご報告でございました。

## (鬼追委員長)

違反の場合の制裁は、三都市とも一緒ですか。

(事業部業務企画担当課長)

はい、同じです。

### (鬼追委員長)

皆さん、ご質問等ございましたら、どうぞご遠慮なく。

三都市が協議をして路上喫煙対策を進めていくことは非常に大切なことだと思いますので、この 協議会、大事に進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。続きまして、「路上喫煙禁止地区」での取り組みの報告等に ついて、事務局からご説明をお願いいたします。

# (事業部業務企画担当課長)

(「第12回大阪市路上喫煙対策委員会 参考資料」 説明)

## (鬼追委員長)

今のご報告に関連いたしまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

# (松本委員長代理)

いくつかご質問させていただきたいことがございます。

最初に、参考資料の2ページで、「過料処分に関する事務」ということで、いつものようなデータをあげていただいたわけですけれども、これをざっと見てみますと、7月、8月に入って指導無視の件数がかなり減ったのではないかと感じていますが、この点、いかがなものなのかをお聞きしたいと思います。何か原因があって減っているのか、それとも単純にたまたま数字が小さくなっているだけなのか。もし評価があるようでしたら、教えていただきたい。

## (事業部業務企画担当課長)

私どもも数字を出してみてそう感じたのですが、次の9月が6件です。正直申し上げまして、指

導員のスキルが上がったのかなあというぐらいなんですけれども。

## (松本委員長代理)

そういうことであれば非常に喜ばしい話でありまして、これからもこの数字がどんどん小さくなっていくのを期待したいと思います。

もう一つは、8ページ、「喫煙設備の利用状況」について数字をあげていただきましたので、ここからも大体読み取れることがあるわけですが、数字だけでは十分理解できないこともございまして、3点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、 で「喫煙所でたばこに火をつけ、火を消した人の数」があがっておりまして、これが通 常の利用者だと思いますが、この利用者数というのは多いのか、それとも少ないのか、あるいはこ んなものだろうということなのか、そのへんを教えていただきたいと思います。

2 つ目が、この喫煙設備が利用者にとってどれぐらい好評なのか、受け入れられているのか。これもわかる範囲で教えていただければと思います。人数だけでは喫煙設備が利用者に好評なのかどうかがよくわからないものですから、そのへんを教えていただきたいと思います。

3つ目は、今度は非喫煙者の側がどういうふうにとらえているかということでありまして、苦情等が寄せられていないのか。喫煙設備が定着しているかということとも大きく関係すると思いますので、そのへんについてもわかる範囲で教えていただければと思います。以上です。

# (事業部業務企画担当課長)

まず、1点目の利用者が多いか少ないかというのは、どこを基準にするかというスタンダードがないものですから、我々の感覚だけですけれども、なんばはいつも利用されていますので、比較的利用の状況がいいのではないか。ただ、その他の喫煙設備、大阪市が設置したもの以外の状況などを見ておりますと、ここよりも多いところは、もともとは阪急電車からJRに行くところ。そこは狭いところに置いておられたので、人が何重にもたむろして、ちょっと聞きますにかなり苦情もあったようで、JTさんが寄付をされて、同じ阪急電鉄の敷地の東のほう、タクシーが並んでいる1階に移されて、ちょっと立派なものにされています。そこの利用状況は、カウントしたわけではありませんけれども、なんばの喫煙所よりも少し多いのではないかと思います。いずれにしてもよく利用されている。

かたや大江橋ですけれども、利用状況は比較的少ない。ニーズがあるのに利用されていないかど

うかというのも一つありますけれども、定点の調査でもわかりますけれども、淀屋橋のあたりは路上喫煙が非常に減って、わざわざそこで吸おうという方もあまりおられないのではないか。なんばのほうは、禁止地区に隣接する高島屋と南海電車のエリアが「たばこマナー向上エリア」に手を挙げてやっていただくことになっておりますが、南海電車を降りた方が吸われるということで、非常にニーズが高いのだろうと思っております。

それから、利用者にとって好評かどうかは意見を聞いておりませんし、「よかった」という話も別に聞きません。一方、なんばのほうで1つか2つ、「あんなの、いらない」という市民の声もありましたけれども、たくさんある市民の声の中ではほとんど無視していいような件数です。逆に、「あって困る」とか「迷惑」とかいう意見も、我々としては取り上げるほどにはないと思っております。どちらの意見もあまり聞きません。なんばでは、「あってよい」という意見も少しありましたね。そんな状況です。

## (西田委員)

過料処分に関する件ですが、人数は累計で 8,128人ですね。このうち外国人の方の割合はわかりますか。

もう一つは、仮に外国人の違反者を見つけた場合に、指導員の皆さん方はどのように指導なさっているのか。コミュニケーション上の問題とか、あるいはトラブルといったことが報告されていないのかどうか。わかれば教えていただきたいと思います。

#### (事業部業務企画担当課長)

外国人は時々おられるんですけれども、週に1人、そんな割合でございます。指導員は、いろんな外国語、中国語とか韓国語とか英語とかのシートを見せて、過料徴収をする。日本人に比べて比較的素直に払っていただけると聞いております。

## (花嶋委員)

3ページの定点調査結果で、8月29日の淀屋橋交差点が 0.0%になっていますけれども、これは本当に0だったのか、あるいは本当はいたけれども表示上0になっているのか、ちょっと教えていただけませんか。

## (事業部業務企画担当課長)

これは切り捨てて0になったので、まったく0ではありません。限りなく0に近いということで ございます。

### (鬼追委員長)

夜はよく見受けますね。私は淀屋橋まで行くものですから。巡回員がいない時に、新地帰りとおぼしき人が吸っているのを時々目撃します。

ほかの皆さん、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

後の議題がかなり件数が多いものですから、このへんでこの問題についてのご質問、ご意見は打ち切らせていただきます。

続きまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の審査の議題に移ります。

この委員会は、第1回目の委員会において、大阪市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、委員の皆様方のご同意を得た上で、会議を公開することにしてまいりました。ずっと公開でやってまいりました。ただ、本日の議案の「たばこ市民マナー向上エリア制度」の審査につきましては、応募団体の個人とか法人、事業者、組織そのものの情報等を含めて審議していただくことになります。したがいまして、そのような会議を公開にするか非公開にするかについては、大阪市の指針がございますので、この指針をまず皆様にご説明していただきたいと思います。

## (事業部業務企画担当課長)

お手元に指針の抜き書きのコピーが届いているかと思います。会議の公開基準ですけれども、16ページをご覧いただきますと、四角で囲ったところが指針の本体で、その下は解説になっております。その上のところですけれども、「これを除き、公開するものとする」となっておりまして、公開から除外するケースをあげております。その1つが「(1)会議において云々」のところで、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの」とございまして、個人情報ということでございます。

次の17ページですが、「法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、「ただし、人の生命云々」ということで緊急な場合を除くこと

になっております。

ちなみに、応募団体は商店街が非常に多くなっておりまして、隣接している商店街が応募したり しなかったりという状況がございます。以上でございます。

### (鬼追委員長)

そんなことで、この議案についてご議論いただきます場合は、「ここはこういう事情でエントリーされたんです」あるいは「ここはこういう事情でまだエントリーに至っておりません」といった類のご説明とか調査結果のご報告等があろうかと思います。それは必ずしも公開に親しまないと考えられるわけでございます。したがいまして、本議案の審議に関しましては非公開としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、委員会決議をもって非公開ということに決定いたしましたので、ここから先は傍聴の 皆様方に退室いただくようにお願いいたします。

## (傍聴者、報道関係者退室)

### (鬼追委員長)

それでは、本日の第3の議題、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体の審査については、この議題のみ非公開の取り扱いといたします。

事務局からのご報告及びご説明をお受けしたいと思います。その後、それぞれの応募団体が本制度の活動団体にふさわしいかどうか、当委員会で検討を行いまして、意見をとりまとめさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

## (事業部業務企画担当課長)

(「第12回路上喫煙対策委員会資料『たばこマナー向上エリア制度』の応募団体一覧表及び応募団体資料」説明)

# 「『たばこ市民マナー向上エリア制度』の応募団体の審査について」 審議の概要

## 委員 環境局事務局

## 活動団体の認定について

応募された活動団体は、今ご説明を受けた限りにおいては、また、大阪市の市の職員の協働・ 支援について対応できるのであれば、すべて認めてあげればいいのではないか。

まずはやってみるという姿勢が大事で、基本的には手を挙げてくださったところにはご協力いただければと思う。

応募された25団体については、一定期間活動した後に活動報告書を提出することになっているのであれば、まずはやってみて、場合によっては不都合な事態が発生するかもわからないが、それは事後的にチェックすることで今後に生かすという形をとるのが、今の段階ではベストだ。

### 喫煙設備について

喫煙設備を設ける場合、手続上の問題があるのではないか。設置は活動団体の判断だけでできるのか、それとも行政の許可等が必要になる場合があるのか、これについて聞きたい。

これについては千差万別で、私有地内を検討されているところ、商店街などの道路でというと ころもあり、許可が必要なところは、環境局が仲立ちをして、道路管理部局(建設局)と話をし、 可能であれば専用許可をもらってつくる。何でもOKということにはならないが、場所によっ ては可能性ありと考えている。ケース・バイ・ケースで考えていきたい。

これから新たにつくろうというところとすでに置いてあるところ。その置き方の再配置が必要なのかどうか。非常にたくさん置いてあって、それでいいのかとか、いろいろあるので、一つひとつをコンサルティングし、条例の趣旨に合うような形で進めていければと思っている。

喫煙設備については、禁止地区に設置する時にも随分議論があったが、場所によっては不適当な場所もあるかと思う。実際には一つひとつ細かく見ていかないと一概には言えないが、設置の仕方によってはかえって条例やこの制度の趣旨に反するような形にならないとも限らない。その点について、コンサルティングをよろしくお願いしたい。

例えば、喫煙場所を設ける場合には環境局の意見もあらかじめ聞くとか。 環境局の参考意見は述べられるようにして、できるだけ権力的な要素はなくし、協定書の中で特記事項として記載して おくというのはどうか。

協定書を結ぶ段階で、特記事項でその趣旨を確認した上で進めるようにしたい。

### 携帯灰皿について

携帯灰皿を配布する計画があるところがあったが、ポイ捨て防止という観点からすれば携帯灰皿の配布は趣旨に合うが、歩きたばこを防止するという点から言うとかえって歩きたばこを促進する側面もあるのではないか、制度の趣旨に合致するのか、これをそのまま認めていいのか、各委員の意見を聞きたい。

携帯灰皿は、歩きたばこをある意味で助長するような側面は確かに否定できないが、例えば携帯灰皿に「やめよう歩きたばこ」と印刷したものを渡すとかいう工夫はどうか。また、結果的に歩きたばこが多くなって、迷惑なり苦情なりが多くなってきた時には、協定書の特記事項として、活動団体に、そういうことはやめてもらうよう注意を願うとかを記載しておけばどうか。

協定書を締結する段階で一定の特記事項を設けることで、この点について、委員会として一定の懸念を持っていることを表明しておけばいい。

## エリアの名称について

エリアの名称については、「たばこ市民マナー向上エリア」を基本に、あとはいくつかのバリエーションを認めようというのがこの委員会での結論だった。その意味で活動団体がそれぞれの創意工夫で個性的な名前を考えられるのは望ましいと考えているが、一方で、名称というのは外部に標示するものなので非常に大きな意味を持つ。活動団体が出してきた名称をそのまま認めていいかどうかについては議論の余地があるのではないか。名称として外部の方に理解されるのかどうか。地域の人はこれで十分理解できるのであれば問題ない。

地域名が入ると、どこでやっているのかというのが割とわかりやすい。主体とか地域とかがわかる

ような名前のほうがいいのではないかなと。団体の名称だとわかるような形に変更が可能であれば そのほうがいい。

## 啓発物品について

どこも皆、ポケットティッシュを配ることになっていて、ポケットティッシュでないようなグッズも何か考えたらいい。ポケットティッシュもそれ自体がごみになってもいけない。パンフレットもあまり配ると、それはそれでごみになってしまうかなと思うので、ごみにならないようなものを考えないといけない。

自転車の前かごに(ステッカーなどを貼れば)自転車で買物に行く方が「してるよ」というイメージでけっこう目立つ。コスト的にどうかはわからないが、考えてみたらどうか。

## (鬼追委員長)

この25団体について、名称の問題、あるいは携帯灰皿の問題、喫煙所の問題など懸念すべき点もあるが、先ほど来議論が出ているように、協定書で権力的にわたらないようにお互い納得ずくでやるということ、市の意見を参考にしてもらい、どこかでチェックをし、歯止めをかけるという方法で進めてもらうといいうことで、25団体全部承認でよいか。

## (意義なし)

### 申請時の個人情報(活動者名簿)について

活動者の方の名簿は必要か。個人情報の漏洩とか考えると、活動員の方の情報までは不要ではないかと感じる。

各組織の傘下の商店の数がどれぐらいの規模なのかというあたりがどこにも触れられておらない。およそどれぐらいの組織であるかという目安をつけるには、傘下の商店の数のほうが必要ではないかという気がする。

法律的な話になるが、個人情報保護に関しては、最も注意しないといけないのは電子データでの情報で、流出の危険性が一番高いのは電子データだ。紙媒体をベースにしたものについては、そんなに心配することはないと思う。ただし、紙媒体であっても、体系的に並べられた住所録みたいなもので、しかも件数が多くなってくると取り扱いに気をつける必要がある。法律上

は 5,000件以上というのが特に記述されている、今回に関しては100人に満たないので、いいか げんな扱いが許されないが、個人情報保護の問題は、それほど大きなものではない。

この資料自体は、審査の時には見せて、終われば事務当局で回収する措置をとったほうがいい。 こういった資料の処理は、けっこう重要な問題になってくる。

市でそういう指針のようなものはないのか。

個人情報の取り扱いについては、今回非公開にしたのも趣旨の一つであり、情報公開の時も 名簿部分ははずし、傍聴者にお渡しする資料も名簿のところだけはずして、「名簿」と書いた 1 枚のペーパーだけを付けることにしている。

名簿をなぜ付けるようにしたかは、架空の団体が名乗りをあげて、特定の地域を乗っ取ってやるということがあったら困るということであって、活動者名簿を付けてもらうことによって歯止めになる。後ほど、名簿を抜いた形で事務局から送るので、今日は、資料を置いておいて帰っていただくということしたい。

## (鬼追委員長)

この議案につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、以後、公開といたしますので、よろしくお願いいたします。

# (傍聴者、報道関係者入室)

### (鬼追委員長)

その他でございますが、これは私からのご提案ですが、今、ご審査いただきましたけれども、これの実施状況、あるいは禁止地域の状況、なんばとか大江橋の喫煙場所の状況等について、つとにご存じの委員もいらっしゃると思いますが、全然見たことないという方もいらっしゃるかもしれない。そういうのを含めて、現地調査。常に市役所の中でやっているばかりではなくて、禁止区域を含めますと26カ所も我々が審議した対象のところがあるわけですから、一度時期を選んで、現地を見学させていただく機会を設けてもいいのではないだろうか。どこを見させていただくか、あるいは車で行くのか、マイクロバスでも借りていくのか。そうなりますと、当然予算措置を伴いますので、そういうことも含めて、事務当局にもご検討いただかなければいけないですが、そういう委員会活動の形態はいかがなものか。それはいいじゃないか、一度行きましょうというご意見が多けれ

ば、事務局でご検討いただきたいと思っております。

## (松本委員長代理)

そうしますと、いくら早くとも12月1日以降という話ですね。おそらくは来年以降ですかね。

## (鬼追委員長)

ですから、もしそれが多少なりともお金を伴うものであるならば、環境局の予算の関係もありましょうから、新年度になるかもわかりませんし、何とも言えないですけれども、要するにこの中でばかり議論しているのではなくて、現実に我々が審議したことがどのように生かされているのかを見る機会がありますと、またその後の審議のご参考にもなるのではないかと思ったりしますので、ご提案申し上げました。よろしいでしょうか。

# (事業部業務企画担当課長)

団体が実際に活動されてからということで、早ければ2月前後か、あるいは年度が変わってから ということで、そのへんはまた検討してお知らせさせていただきたいと思います。

### (鬼追委員長)

その他ということで、事務局から何かございますか。

## (事業部業務企画担当課長)

特にございません。

## (鬼追委員長)

それでは、今後の日程その他について、事務局からご説明いただけますか。

### (事業部業務企画担当課長)

この次は、一定期間を置きましたら定例の報告がございますので、それについて考えさせていた だきますけれども、場合によっては視察の時に資料だけ見ていただく。特段大きな状況の変化があ りましたら、またお集まりいただくことになるかもしれませんけれども、次回はできれば視察の会 ということで考えたいと思います。

## (鬼追委員長)

そういたしましたら、本日の議案はこれですべて終了いたしましたので、閉会とさせていただき たいと思います。お疲れさまでございました。

# (事務局:環境局事業部路上喫煙対策担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様方には、長時間にわたりまことにありがとうございました。また調整して開催させていただきますが、次回もどうかよろしくお願いいたします。